

I 総 則

1 目 的

この給水装置設計・施工要領（以下、「施工要領」という。）は水道法及び十和田市給水条例等に基づき、給水装置工事に係る設計・施工等の技術上の基準及び事務処理について必要事項を定め、適正な施工を確保することを目的とする。

2 用語の定義

この施工要領における用語の定義は次のとおりとする。

1 法令関係

- (1) 「法」 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 「施行令」 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- (3) 「施行規則」 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 「基準省令」 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）をいう。
- (5) 「条例」 十和田市給水条例（平成17年条例第205号）をいう。
- (6) 「施行規程」 十和田市給水条例施行規程（平成17年公営企業管理規程第14号）をいう。
- (7) 「指定工事業者規程」 十和田市指定給水装置工事業者規程（平成17年公営企業管理規程第15号）

2 呼称

- (1) 「管理者」 需要者に水を供給するために水道事業等の管理者の権限を行う市長をいう。
- (2) 「指定工事業者」 十和田市指定給水装置工事業者をいう。水道法第16条の2第1項により管理者が指定した者をいう。
- (3) 「主任技術者」 水道法第25条の4第1項により指定工事業者が給水装置工事主任技術者として選任した者をいう。

3 給水装置等

- (1) 「給水装置」 需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「配水管」 配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。
- (3) 「給水管」 需要者が給水の目的で、配水管及び他の給水管から分岐し布設する管をいう。
- (4) 「給水用具」 給水管と直結して、有圧のままで給水できる用具をいう。
- (5) 「給水装置工事」 給水装置の設置又は変更の工事（法第3条第11項）をいう。

3 給水装置の種類（条例第4条）

給水装置は、次の2種とする。

- (1) 「専用給水装置」 ・ ・ ・ 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 「私設消火栓」 ・ ・ ・ 消防用に使用するもの

4 給水装置工事の種類

- (1) 「新設工事」 ・ ・ ・ ・ 新たに給水装置を設ける工事をいう。
- (2) 「改造工事」 ・ ・ ・ ・ 既設給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 「修繕工事」 ・ ・ ・ ・ 既設の給水装置が破損した場合、これらを修復する工事及び給水用具の取替え工事をいう。（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）
- (4) 「撤去工事」 ・ ・ ・ ・ 給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。
- (5) 「分譲工事」 ・ ・ ・ ・ 配水管から分岐し宅地内に給水管を設ける工事をいい、以下の工事も含む。
 - ① 開発行為等により寄附採納される配水管、及び消火栓を設置する工事
 - ② 私設消火栓を設置する工事

5 給水装置の構造及び材質

給水装置については、法第16条（給水装置の構造及び材質）に基づき、施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）が定められている。

この構造及び材質の基準は、給水装置が有すべき必要最小限の基準を規定している。また、基準省令により以下のとおり、必要な技術的細目が規定されている。（検査方法の例）

- (1) 「耐圧に関する基準」 ・ ・ ・ ・ 空気圧試験又は性能試験（水圧試験）の実施
- (2) 「浸出等に関する基準」 ・ ・ ・ 目視及び計測による構造の確認、書類検査による製造方法の確認、材料証明書検査による材料成分の確認
- (3) 「水撃限界に関する基準」 ・ ・ 目視及び計測による止水機構の構造の確認、性能試験の実施
- (4) 「防食に関する基準」
- (5) 「逆流防止に関する基準」 ・ ・ 目視及び計測による弁体及び弁座部の構造の確認、性能試験の実施
- (6) 「耐寒に関する基準」 ・ ・ ・ ・ 目視による凍結防止機構の構造の確認、作動操作による作動状況の確認
- (7) 「耐久に関する基準」 ・ ・ ・ ・ 目視及び計測による可動部の構造、作動操作による作動状況の確認、材料証明書検査による材料強度の確認